

県北広域振興局長告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年3月13日

県北広域振興局長 高橋 信

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 二戸五日市線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市浄法寺町駒ヶ嶺36番3地先から田余内5番3地先まで	新	A 18.4～6.6 m	m 209.0
	旧	A 18.4～6.6	209.0
		B 11.5～8.6	69.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- (2) 期間 平成27年3月13日から同年4月13日まで